

第21回京都労働経済活力会議 確認事項

令和6年10月11日

■ 確認事項

- ▶ 男女間の不合理な賃金格差の是正や賃金・物価の好循環を実現するため、
 - 行政は、**賃上げと企業の収益性向上の好循環を促進するための施策を速やかに講じる。**
 - 経済団体は、参加企業等に対して**賃上げを要請・徹底する**とともに、労働団体は、賃上げに向けて**各組合への情報提供と労使協調の取組を促進する。**
 - 不合理な賃金格差の一因でもある「ジェンダーギャップ」の解消に向けて**社会の仕組みや価値観の変革に取り組む。**
 - 誰もが働きやすい職場環境づくりのため、**仕事と育児・介護等が両立できるよう取組を推進する。**
 - いわゆる「年収の壁」が女性の就労時間を抑制する要因の一つとなっていることから、引き続き**国に対して、社会保障制度や税制度の改善を求める。**
 - 賃上げの恩恵が全ての企業・労働者双方にあるよう、**国に対して、実効性のある適正な価格転嫁等を講じるよう求める。**
- ▶ 活力会議の確認事項を実現するための体制整備に向けては、
 - 活力会議では、行労使が連携して雇用対策の全体戦略等を協議してきたが、人手不足が深刻化するなかで、**働く人の希望が実現できる」職場づくりを通じた企業の人材確保・定着を推進する**ためには、行労使や関係機関のリソースを最大限に活かして、当該戦略を施策化し、**効果的・効率的に実施する実働組織が必要**である。
 - 大学・学生と地域企業との連携促進や、外国人労働者の受入れ拡大など、多分野に渡る施策について、**実働組織を活用することで横ぐしを刺して取り組む。**
 - 実働組織については、**行労使で検討チームを立ち上げ**、具体的な内容について**早期に検討作業に入る**こととする。

■ 確認事項の実現に向けた取組

(1) 賃金・物価の好循環の実現について

- ・継続的な賃上げと物価上昇との好循環を持続可能なものとするため、IT・デジタル分野の就労支援の強化や、国が実施するテレワーク導入に係る助成金、賃上げと設備投資を支援する業務改善助成金、非正規雇用労働者の賃金増額を支援するキャリアアップ助成金の活用促進に取り組む。
- ・中小企業の持続的発展への支援と、企業誘致・スタートアップ支援を両輪とし、これらの融合による新たな京都産業の価値創造を図る。
- ・生産性向上に資する事例研究や実践に向けた設備投資への支援、金融機関や経営支援機関への相談体制の強化などを通じて、中小企業の経営を支援する。
- ・中小企業の価格転嫁の促進に向けて、国が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・啓発を図る。
- ・国が策定した「年収の壁・支援強化パッケージ」や同一労働同一賃金の遵守について、引き続き周知・広報に取り組む。

(2) 男女間の不合理な賃金格差の是正について

- ・仕事と育児・介護との両立や処遇改善などの働きやすい職場環境づくり、教育や訓練機会の提供、女性の登用などの取組を通じて、男女間の勤続年数や女性管理職比率の差異を改善し、女性活躍推進の機運を高める。
- ・育児によるキャリアの中断や働きながら家族を介護しているケアラーの増加等の課題を踏まえ、誰もがいきいきと働き、活躍できる職場環境整備を進めるために、オール京都体制で、仕事と育児・介護との両立の重要性を発信する。
- ・従業員の育児や介護の支援に関するあらゆる行政の支援メニューを活用いただけるよう、周知・広報に取り組むとともに、独自の制度・取組や公正な評価基準の設定など、先進・優良事例の共有・情報発信に努める。
- ・「ジェンダーギャップ」の解消に向けた意識啓発やリカレント教育の充実など、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた中小企業の取組を支援する。

(3) 活力会議の確認事項を実現するための体制整備について

- ・単なる組織の統合・再編ではなく、必要な施策を実現できる最適な体制・組織について検討する。
- ・複雑・多様化する労働・経済課題に迅速かつ的確に対応するため、より広い関係団体の参画を促し、多様なステークホルダーが連携して事業を磨き上げていける仕組みを構築する。
- ・新体制は、行労使が一体となって取組を進めてきた共同運営のような考え方を踏まえて、各種の機能・事業等について、利用者に一元的に分かりやすく発信する体制の構築も含めて検討する。
- ・人手不足やミスマッチなどの課題に、オール京都で即応できる体制を構築する。とりわけ、京都の特色である学生や留学生の府内定着及び外国人労働者の受入れなどに留意して、行労使で検討チームを立ち上げ、具体的な連携方法等について早期に検討する。